



平成25年 5 月 9 日

各 位

上場会社名 塩水港精糖株式会社
代表者 取締役社長 浅倉 三男
(コード番号 2112 東証第2部)
問合せ先責任者 常務取締役 黒田 一晴
(TEL 03-3249-2381)

単元株式数の変更、中間配当制度導入並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記事項について決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更の理由

投資家の皆さまにより投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上及び投資家層の更なる拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の変更を行うことといたしました。

(3) 変更予定日

平成25年 7 月 1 日 (月曜日)

(4) 望ましい投資単位に対する考え方について

現在、当社の単元株式数は1,000株となっており、最近1か月間(平成25年4月8日から平成25年5月7日)の日々の最終価格をもとに算出した投資単位の価格は328,000円となっております。単元株式数を100株に変更することにより、東京証券取引所の有価証券上場規程第445条に定める、望ましい投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を下回ることが想定されますが、当社といたしましては、引き続き企業価値を上げるべく、業績の向上、業容の拡大に取り組み、望ましいとされる投資単位の水準への移行及びその維持に努力して参ります。

2. 中間配当制度の導入について

(1) 中間配当制度導入の目的

株主の皆様への利益配分の機会の充実及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行のため、平成25年6月27日開催予定の当社第80回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

(2) 中間配当の基準日

毎年 9 月 30 日

なお、中間配当制度の導入及びこれに伴う定款の一部変更につきましては、本年6月27日開催予定の当社第80回定時株主総会にて承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

① 単元株式数の変更

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

② 中間配当制度導入に伴う変更

株主の皆様への利益配分の機会の充実及び経営環境の変化に対応した機動的な資本政策等の遂行のため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、中間配当ができる旨を定めるものであります。また、これに伴い中間配当金の除斥期間の規定を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更後の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
<p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。 ～省略～</p>	<p>第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。 ～省略～</p>
<p>第39条（剰余金の配当） 剰余金の配当は<u>決算期末現在における株主名簿に記載または記録の株主に対し定時株主総会</u>終了後に行う。 <u>剰余金の配当は支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u> <u>未払配当金には利息を支払わない。</u></p>	<p>第39条（剰余金の配当） 剰余金の配当は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者</u>に対し行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第40条（中間配当）</u> 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者</u>に対し、<u>中間配当を行うことが出来る。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第41条（剰余金の配当等の除斥期間）</u> 剰余金の配当及び中間配当は、<u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> <u>未払配当金には利息を支払わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> <u>第7条に規定する当社の単元株式数は平成25年7月1日をもって1,000株から100株へ変更する。</u> <u>なお、本附則は、第7条の変更の効力発生後、これを削除する。</u></p>

(3) 日程

取締役会決議日（単元株式数の変更及び当該変更に伴う定款の一部変更） 平成25年5月9日（木曜日）
株主総会決議日（中間配当ができる旨等を定める定款の一部変更） 平成25年6月27日（木曜日）
効力発生日（単元株式数の変更） 平成25年7月1日（月曜日）

(ご参考)

上記変更に伴い、平成25年7月1日（月曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

以上